

## 第9回国立市子ども総合計画審議会 会議録

### 会議の概要

開催日時	平成 26 年 8 月 26 日（火） 19 時～21 時		
開催場所	国立市役所 3 F 会議室		
出席者の氏名	委員	加藤悦雄（大妻女子大学） 吉田順（国立市私保育園長会） 小澤崇文（国立市私幼稚園協会） 鳩山徹郎（公益財団法人東京 YMCA ）	堀江建治（日本ボーイスカウト東京連盟） 本島純子（市民）
	事務局	馬橋利行（子ども家庭部長） 網谷操（子育て支援課長） 田代和広（児童青少年課長）	吉村知高（同 保育・幼稚園係長） 山本俊彰（子育て支援係長）
欠席委員	堀井 雅道（国土舘大学） 藪田 圭以子（国立市認証保育所連絡会）	石田 環（市民） 樋口 景子（市民）	
議 事	（1）地域子ども・子育て支援事業に対する計画の検討 （2）その他 （3）次回の日程について		
傍聴人の数	9 名		
配付資料	資料 1 平成 25 年度「国立市子ども家庭支援ネットワーク連絡会」活動報告（国立市版要保護児童対策協議会） 資料 2 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組 資料 3 就学援助を受けている児童及び援助金額について 資料 4－1 保育料における階層別人数及び割合（保育園） 資料 4－2 保育料における階層別人数及び割合（幼稚園） 資料 5 25 市別休日保育実施状況調査一覧表 資料 6 子どもの発達総合支援事業（国立市子ども家庭部子育て支援課発達支援室）		

## 議事要旨

### ●会長

第9回子ども総合計画審議会 開会の挨拶。  
最初に配布資料の確認から願います。

### ●事務局

資料確認。

## 議事 地域子ども・子育て支援事業に対する計画の検討

### ●会長

それでは、「地域子ども・子育て支援事業に対する計画の検討」ということで、1枚目の「審議会事前資料について」をご覧いただきたい。まず「利用者支援事業」についての説明をお願いします。

### ●事務局

「利用者支援事業」について説明。

### ●会長

利用者支援事業というのは、前回の計画にはない新たな事業として位置づけられているが、内容としては相談・助言ということで、今までもさまざまな保育サービスの機関でこういった事業は行われている。保育サービスといっても、保育とサービスが多様化してきているし、地域の身近なところでの保育という重要性が出てきているので、今回新たに位置づけられたのだと思う。事業に関する簡単な説明をしていただいたが、事業自体に関することで何かご質問等はあるか。

5年間の計画ということで、事務局でどのような感じでの事業を具体化しようと考えているのか、今のところこういう方向性で考えているということをご説明いただいたほうが、議論しやすいと思う。

### ●事務局

事務局としては、保育コンシェルジュというものを具体例として出しているが、さらにこれを発展させ、子ども・子育ての総合窓口というかたちで実施したいと考えている。具体的には子ども・子育ての情報発信が一つであるが、それと子育てに関する相談などを受けるところを1つに集中させたかたちで、市役所になるのか子ども家庭支援センターになるのか、そこまではまだ詰められてはいないが、総合相談窓口といったものを設置する方向で考えている。

### ●会長

国立市が今のところ考えているものとしては、情報発信と相談を一括して行えるような

総合相談窓口の設置というかたちで、具体化するということであるが、何かご意見、ご質問はあるか。総合窓口というかたちになると、本庁に置くか、子ども家庭支援センターに置くかというところが問われてくるだろう。

●委員

保育園とか幼稚園の個々の情報や詳細ということなのか。もっと一般的に、保育園とはどういうものかというものなのか。

●会長

情報発信といった場合に、どんな情報を発信するのかも問われてくると思う。

●委員

今まで支援センターに行けば、大体情報というのは入って来て、未就園児の方は大体支援センターに聞くとと思う。ここに行けば、どういう保育園があるというようなかたちで、大体情報として入って来ていた。もっと細かい保育園の内容云々ということなのか。

●会長

今までも子ども家庭支援センターなどで、それなりの保育サービスの情報などがいろいろもらえたということだが、それとどういう違いがあるのか。

●事務局

もっと細かいこともそうなのだが、子どもに関する情報の総合的な情報なので、保育園、幼稚園、学童などの施設的なことや、お子さんと一緒に行ける市のイベントや、市の健診の情報など、子育て世帯が知りたいと思うような情報を全体的に網羅したかたちで発信していけたらと思う。

●会長

そこに行けば何でも対応してくれるということか。保育に限らず、保健とか教育とかいろいろあると思うが、それもすべてか。

●事務局

そうである。手当の件とか、医療費助成の件なども含めてである。

●会長

保育コンシェルジュというものは、横浜市のを想定していたと思うが、それとは若干違う方向で国立市は考えているのか。

●委員

保育に特化したかたちだけではなくて、もう少し全体的なかたちである。保育コンシェ

ルージュのような機能も当然持てたらいいと思う。

●委員

これに似た機能のものというのは、名前は違っても今までもあった。似たサービスとしては。

●事務局

はい、子ども家庭支援センターなど。

●委員

これからしようとしていることのハードの部分は今までもやっている。それを大きくするということか。

●事務局

今までは情報発信をそれぞれの担当でしている。学童の件はこちらの窓口とか、保育園については別の窓口などというかたちになっているが、子ども家庭支援センターに行っても、学童の件はわからないところもあるので、一か所ですべてのことがわかるようになると便利なのではないか。

●会長

一か所に集中させると混む恐れがあるが、大丈夫なのか。

●委員

その次に具体的にそれぞれの訪問者に対応できるのか。施策までやるのかということ、できないのではないか。

●会長

そこまで精通したかたちでの対応ということか。

●委員

求めているものを、「では、こういうふうにしてあげる」というのはできないだろう。

●事務局

相談を受けたときに然るべきところにつなぐということが必要になってくる。そのつなぐ役目というかたちで総合窓口というものができればと思う。支援としては、障害の件であれば障害者支援課につなぐとか、そういう、つなぐ機能というもの、この総合窓口である。

●事務局

今、市役所の福祉で「ふくふく」という窓口を作っていて、そこに行けば、まずつないでいただけるようにしている。それも、ただ「あそこです」というではなくて、その後もケアができるような体制を含んでいる。これは4月期で始めたが、そのイメージもある。あるいはホームページでいえば、個々のホームページがあって、そこに情報を取りに行くのでも、ポータルサイトのようなものがあつたほうが利用者にとってはいいだろうという観点である。例えばコンシェルジュがいたとして、その方が全部1人でできるかという、課題は大きいだろうと感じている。

●会長

利用者支援事業と絡んで、国立市は特にいろいろ保育、教育サービスに関する情報誌とか社会資源をまとめた説明書が、いろいろな窓口においてあるが、それを一括したものがないと思う。それはあつたほうがいいのではないか。そういうものを含めてやっていく計画は考えているか。

●事務局

今、国立市のホームページでは課ごとに事業が分かれてしまっている。同じ子育ての情報を知りたいにもかかわらず、総合的なホームページができていないので、改正に取り組んでいるところである。まだ冊子というかたちではないが。

●会長

その延長線上にはあるかもしれない。わかりやすくする方向であるということか。

●事務局

そうである。

●会長

この利用者支援事業についてはいかがか。

●委員

いいと思う。どこに行ったらいいのかわからないという方が多いと思うので、そういう意味では一括した相談窓口があるというのほうれしいのではないか。そこに情報がちゃんとタイムリーに集約されていくということが、きっと必要になってくると思う。

●会長

幼保一体化とはいっても、今回さらに複雑化しているし、手続きの仕方もすごく難しくなってきたので、ここに行けば受け止めてもらえて、また必要な部署に丁寧につないでいただけるというかたちであれば、望ましいと思う。子ども・子育て総合窓口というものを中心に組み立てるということである。5年間ということなので、なるべく早めに着手

する作業ということになる。この件はよろしいか。

では2つ目の「乳児家庭全戸訪問事業」についての説明をお願いします。

●事務局

「乳児家庭全戸訪問事業」について説明。

●会長

こちらでも事業の中に位置づけられているものの一つということである。これを来年度以降の計画でも継続するということが前提になってくると思う。何かご質問はあるか。

98パーセントというのは、ほかの自治体と比較すると高いのか。

●事務局

高いほうだと思う。

●委員

全然問題ないのではないか。98パーセントなら高い。あとは残りの2パーセントの人に啓蒙していただくだけである。

●会長

98パーセントは結構高いので、このままやっているといい。残り2パーセントの方が受診していない理由と、していない方へのアプローチはどうか。

●事務局

残り2パーセントについて、保健センターの話によると、まず自分の家の中に入ってほしくない、来てほしくないというような一つの理由があるようだ。あとは単に拒絶する人で、人が嫌いとかではなく、本当にそういうこと自体を拒絶する人も中にはいる。乳児家庭全戸訪問事業というのは、お子さまの発育状態を見るのが主になっているが、その裏には、子どもの虐待の確認をするという意味も含まれている。そういう意味では、残り2パーセントについては、保健センターと子ども家庭支援センターが協力して100パーセントにするように動いている。まず3、4カ月健診というのが一番初めのところであるが、これが98パーセントになっているという時点ではかなり高い数値を出している。

余談かもしれないが、中にはひとり親の予定の方がいらっしゃるが、家に上がると別の方がいらっしゃって、そういうのも見られたくないというのもあり、来てほしくないというのも実情ではあるとのことである。

●会長

2パーセント拒絶される方がいるとはいえ、子どもの立場に立つと、やはり何らかのかたちでアプローチをしていただくことが大事だろう。拒絶された方への対応としては、保健所としては何らかのかたちで接触は試みているということか。

●事務局

例えば部屋に上がるのが困る場合は、保健センターのほうに来て受診してくださいというのもある。それでもずっと無視されると虐待の可能性が高いので、何度か足を運んだりして、家の中にいらっしゃれば、とりあえず会っていただくとか、地道にやるしかないと思っている。

●会長

妊娠期からの切れ目のない支援がかなり重要性を増してきているので、出生登録があって、乳児家庭全戸訪問事業というかたちでつながっていくと思う。妊娠期からどう支援していくかという視点を盛り込むことが必要になってくると思う。受診率98パーセントということで、残り2パーセントの方へのアプローチも、いろいろ工夫をしてやっていこうということである。これまでのこの事業をさらに継続、発展させていくというかたちで、5年間の施策という方向性をご確認いただいたということによろしいか。

続いて3つ目の「養育支援訪問事業等」について説明をお願いします。

●事務局

「養育支援訪問事業」と「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」について説明。

●事務局

今説明させていただいたものを、資料1「子ども家庭支援ネットワーク連絡会」の活動報告ということでまとめている。資料2として、「地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組」として、研修を行っているものを資料として提示している。

●会長

こちらは2つの事業が含まれているということで、事務局としての今後5年間の方向性としては、継続・発展させていくということであるか。

●事務局

25年度には学校との連携の強化というところで、各学校に定期的に訪問をすることを続けている。ネットワーク機能強化については、保育所の保育士さんたちに講師を招いて講習を受けていただくということもしている。

●会長

これまで学校との連携強化という部分に取り組みされていたということと、保育士に対する研修によりネットワーク事業の強化に取組んできたということである。先ほど資料の説明をいただいたが、資料1が取組の概要で、資料2が研修内容ということか。

●事務局

研修については12番までであるが、日時の下に「子ども家庭支援センター」と書かれているのは、主に子ども家庭支援センターの職員を中心とした研修に関係機関も同席するというかたちである。4、5、6、8など、市役所の会議室を使って行っているのは、全職員に呼び掛けて参加してもらうようなかたちをとっている。

●会長

今、2つの事業について説明いただいたが、何かご質問、ご意見等はあるか。

●委員

研修会というのは、保育園の先生や幼稚園の先生等だと思うが、全部含まれているのか。

●会長

研修を受ける対象ということか。

●委員

対象である。公立の保育士と私立の保育士と同じ研修を受けているのか。

●事務局

本年度行う保育士を対象とした研修については、基本的には公立の保育園を考えている。ただ呼び掛けはまだこれからなので、市の職員以外の方にも声掛けができればと思っている。

●委員

発達障害を持ったお子さんなどは、保育士が若かったりすると、専門性が乏しいところがある。私もいろいろな虐待や発達障害の研修を受けた上で子どもを育てている。そういう研修は公立の保育士さんだけでなく、民間も差がないように、民間の保育士さんにも声を掛けていただいて、勉強をして、よりよい保育をしてほしい。

●会長

今、現場の保育士に求められている知識というのは、すごく広がってきていると思う。保育内容だけではなくて、虐待を受けている可能性がある子どもにどう対応するかとか、障害のある可能性のある子どもや保護者対応とかいろいろあると思う。公立保育者だと研修は充実していると思うが、民間の保育者も含めて。幼稚園だと幼稚園教育研修体制というところ、どういうかたちになるのかを参考に。

●委員

東京都の場合は、東京都の連合会で新規採用の研修は宿泊研修が2回あって、新規で入って春休みの期間中に、4月から幼稚園という人たちに対して1週間ぐらいの研修がある。

中堅教員に関しては中堅教員の研修もある。私たち幼稚園教諭は免許更新制度があるので、30 時限の講習を受けなければいけない。

●副会長

民間は民間の団体があるので、そこでの研修をそれぞれの園が選んでいるか、職員を出して研修を受けているというかたちである。その団体もいくつかあるので、それを園長や主任が選んで、今回は何人行くというかたちだったりする。内容は障害についてであったり、そのときどきで異なる。

●会長

いろいろ対応が難しくなっていると思うので、ぜひ研修面での充実というところも、この計画の中にぜひ盛り込む方向でお願いしたい。ほかにいかがだろうか。

●委員

民間も公立も、なるべく研修は公平にということだが、やはり施設長と主任保育士の考え方の違いである。積極的にどんどん出すところと出さないところとばらつきが出てしまう。施設長と主任保育士がうまくぴたりとその考え方が合えばいいのだろうが、そうでないとばらつきがあるように思う。

●会長

ばらつきをなるべくなくしていくためのアイデアはあるか。

●委員

施設長をどんどん若い人にしていくことである。今の時代の人やらないと、だめなのではないか。すごく古い考えを持っている人などは、自分の保育園にいるときにいろいろな研修に出して、知恵をつけて、今度よそへ逃げられたときに、損をしたと平気で言う人がいる。もう一つは、発達障害というのは保育士としてハードルが高いことだと思う。今、先輩たちが発達障害のセミナーに行くので、「私も」というのがある。しかしその前に、初任者の研修などを受けてほしい。あるいは社会人としての一般常識の研修に先に行くべきだと思う。何もわからないのに発達障害のセミナーに行っても通用しない。まず親の気持ちが変わらないとだめだ。そんな子たちはみんなこだわりがあって、それを自分が納得しない限り次の行動に移らない。それを無理に自分の手の届くところに入れようとして、自分も疲れてしまうし、子どもも疲れてしまう。ほかの健常な子どもは、その時間は放っぼり出される、というような結果が私のところで出ている。やはり発達障害は、家庭を持ったり子育てをした保育の先生たちがいて初めてできる。学卒の若い人たちがやって、その中で物になるのは何人もいないのではないか。よほどそれはすばらしい人だと思う。

●会長

そのあたりも、やはり施設長の判断というのがあるということか。

●委員

そうなってくると思う。

●会長

今の発達障害の部分に関しては、この事業の一番最後に発達支援事業というものがあるが、このあたりとも関連してくるかもしれないので、また後でご議論いただければと思う。ほかにはいかがだろうか。要保護児童対策地域協議会は、保健とか福祉とか保育とか、いろいろな支援者がいらっしやると思う。確か国立の場合は20名以上のメンバーということだが、どういった分野の方が集まって議論されているのか。教育面での連携を強化しているということも行われているということだが、現状では各分野の専門職が十分集まっているのかどうか。

●事務局

要保護児童対策地域協議会の構成メンバーは市役所内では障害者支援課、健康増進課(保健センター)、福祉専門課、生活保護関連の部署である。それと児童青少年課、子育て支援課という5つである。教育のほうでは教育委員会、庁外になるが立川児童相談所、それから多摩立川保健所、立川警察署、警視庁の立川少年センター、市内の私立保育園の園長、国立市社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、私立幼稚園、民生児童委員協議会、人権擁護委員、保護司会で約20ほどである。

●会長

ご説明いただいたように、かなり多様な構成メンバーで検討が行われているということである。ここは2つ事業が含まれているが、ほかに何かご意見等はあるか。こちらもこれまでの取組を、ぜひ継続、発展、強化して、5年間進めていくということで確認したいが、よろしいか。ありがとうございます。

続いて、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」についての説明をお願いします。

●事務局

「実費徴収に係る補足給付を行う事業」について説明。

●事務局

資料3、4-1、4-2の説明。

●会長

資料3は小中学生に対する就学援助の現状の資料であり、資料4-1は保育所に関しては応能負担というかたちになっていて、細かく階層が分かれて保育料負担が分かれている。今回、実費徴収に係る補足給付を行う事業の対象になってくるのが、資料4-2の幼稚園に関するものである。幼稚園も現状では保護者支援負担金というかたちで、ある程度国立

市が補助している。

●事務局

就園奨励費という国と市がそれぞれ半分出しているものと、東京都と市が出している保護者負担軽減補助金という2つがある。

●会長

それにプラスアルファして、第1階層、第2階層の保護世帯と準保護世帯に対して、今回の補足給付が入って来るということか。

●事務局

はい。

●会長

ちょっとわかりづらい事業であるが、幼稚園を利用されている第1階層、第2階層の方々に対する補足給付を行う事業というかたちなる。これについて何かご意見、ご質問はあるか。小澤委員、何か具体的な情報などはあるか。幼稚園にとっては望ましいかたちなのか。

●委員

いや、望ましくないのではないか。幼稚園といっても国立市は宗教法人立の幼稚園がないが、学校法人立の幼稚園、まだ個人立の幼稚園というのは東京都には結構残っている。個人立の幼稚園というのは法人格を持っていないので、基本的に今回の27年4月の補助制度に移行するときに入っていればいいということであるが、1回断るともう絶対入れないと東京都に脅されている。学校法人立と宗教法人立は一応法人格があるので、その人たちは今回は1年様子見をして、制度として安定した28年以降に入っていっていいということになっている。前回の会議のときもお話ししたが、東京の私学助成というのはすごい。

●会長

充実していると。

●委員

神奈川の先生にも叱られるが、それはしょうがない。東京というのは日本の47分の1ではなく、日本の10分の1なのでそうなる。学校法人立の幼稚園は個人立の幼稚園の4倍は補助金が出ている。だからこの制度に移行すると、多分学校法人立は割合が減る。年間予算が。

●会長

今回出された基準からすると。

●委員

あくまでも保育料なども全国平均で見ているが、東京は全国の中で一番高い。だから多分学校法人の幼稚園は1年間ぐらい様子見をするのではないか。われわれ個人立のところは、とりあえず移行してやらなければしょうがないと思っている。

●会長

読売新聞に、移行してもあまり十分に予算がつかないのではないかとということが確か出されていた。ただ個人立の場合にはもう移行せざるを得ないかたちになる。

●委員

逆に地方だと個人立というのはほとんど残っていない。都市部だけである。

●会長

新しい事業として補助給付を行う事業を国立市でも具体化していくことになると思うが、何かご意見はあるか。

●副会長

これは保護者のほうが申請をするというかたちなのか。領収書を持って行って申請をして、それに対して金額を払うというかたちなのか。

●事務局

基本的には実費というかたちになるので、一度保護者のほうで支払っていただき、その領収書と申請書を持って申請していただいて、その分をお支払するというかたちになると思う。その部分についてまだ細かく定められていないので想像でしかないが、基本的に実費というかたちになるので、その支払いの領収書をもって、それと同等額を保護者に対して支払うというふうに考えられる。

●会長

ほかにいかがだろうか。こちらもよろしいか。では続いて、次も少しわかりづらいものだが、「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」ということで、ここまですが法律に定められている今回の地域子ども子育て支援事業内容となる。次の説明をお願いします。

●事務局

「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」について説明。

●会長

なるべく多様な事業者の参入を促進するための事業ということである。これについて何かご意見、ご質問等はあるか。この部分は、例えば国立市の今後5年間の取組みの中で、

この事業に関連してくる部分というものが具体的にあるか。

●事務局

現在、認可保育園については社会福祉法人と国立市立の2種類だが、今後認証保育園を認可化する予定があり、そちらのほうは現在学校法人が1園、NPO法人が1園、生協が1園ある。そういった点で多様な主体が入る予定ではある。

●事務局

学童保育所についても、前回お示しした基準条例を設置することで、民間事業者の参入を想定したものになっている。今国立市にはないが、今後、民間の学童保育所というものも入って来るのではないかと思う。

●会長

いかがだろうか。参入することを促進するための事業ということで、こちらの事業内容を見ると、なるべく多様な事業者の参入が促進されるようにというニュアンスが感じられる。

●委員

今の説明だと、国立市の場合は株式会社が入って来ないのはまだいいかなと思う。

●委員

入って来ないのではないか。

●委員

来ないとは思うのだが、もし来たら、大変我々にとって問題である。持続性がないから。

●委員

短い期間に事業の制度が変わってきているが、国立の場合はできないし、まして民間業者が入ってくるところは規制緩和をしているのと同じだ。国立市の場合は厳しいだろう。

●会長

その厳しいというのは、何らかの基準を設けているというかたちか。

●委員

園児1人あたりの平米数ということだろう。

●会長

最低基準を少し高めに設定してあるとか。多分民間企業などが入って来た場合、問題になってくるのは質の部分だと思うが。あるいは継続性か。

●委員

爆発的にこれから対象年齢の子どもが増えるという状況ではない。

●会長

待機児童数がたくさんまだいる自治体は、ほかにもたくさんあるということか。

●副会長

現状的には少し待機児童はいたとして、国立のこれからの人口の推移から考えると、保育園などは民間が入ってしまうと、また私立が継続できないというところがある。狭いところなので、1つできれば取り合いになるということもある。また公立もあるし、狭い中で11園、12園ということなので、これはぜひ守ってやりたいというのはある。学童については、高学年などのニーズもあるが、なかなか保育のほうで学童というのも場所などの問題があり、厳しい。高学年になると学校の空き教室もある。

●会長

保育教育サービス、保育所を中心とした部分は、基準を高めを設定をして、子どもの最善の利益という視点で、比較的高い質を保って取り組んできたということである。その部分を第一に考えながらやっていく必要があるということだと思う。新しく民間保育所の部分でも、今のところNPOとか生協といった営利企業ではない団体が中心になっているので、おそらく営利目的などというところは手を挙げないだろうということである。

これは前回の審議会でも少し議論をいただいたが、やはり現在の学童保育の場合には、少し手狭になっているのではないかというご意見もあった。また今回の計画では4年生から6年生を含めて、学童保育の対象年齢を上げていくということも想定されている。それを具体化していく上では、学校の空き教室をもっと活用していくというかたちでの学童保育の強化ということが出ていた。そういう方向で前回の確認をさせていただいた。ほかに何かご意見、ご質問はあるか。これは事業として位置づけなければいけないというかたちにはなっていると思う。これは計画には、どのように入れることになるのか。

●事務局

必須事業ではあるので、明記はすることになる。

●会長

ただ、質保証のようなものを前提とするというかたちになるか。

●事務局

保育としての質を確保した上での参入というかたちで言及することになるかと思う。

●委員

分からない点がある。いろいろな主体が参入していく方向になっているビジョンというのは、何のためなのか。それが入って来たときに、国立市としてのメリットというのがよくわからない。これを促進する必要がなぜあるのか。

●会長

なぜこれが必須事業として全国の計画の中に一律に入っているのか。自治体によっては全く必要としない部分もあるかもしれない。そのあたりは事務局で説明できるか。

●事務局

現状、国立市では公立と社会福祉法人しかやっていないが、国の考え方としては、全国的にみると、過疎の地方などでは現在の法人等では対応できないということを考えると、多様な主体が参入できるようなものを作っていくというのが、一番初めの考え方である。つまり、保育といったときにはある程度限られた団体しか入って来なかったが、それだけでは全然足りないであろうというのが、当初国で考えた内容だと思う。多様な主体が参入できるようにすることでまかなえるようにするというのが、一番初めの議論だと思っている。13事業の中に入っているのが、事務局側としてはどうしようかと思っているところではある。特に国立市では、株式会社については拒否感が少し強い市であるので、「多様な主体が」というような言葉で明記しなければならないということについては、少し苦しい立場とはなると思う。書き方については、今後提供するにしても質の高さを維持するとか、非営利というようなかたちで、「多様な主体」といった言葉を保ちつつも、言い方は悪いが営利目的のところは避けることができるのではないかとということで、審議会で話し合っただけだと思っている。

●会長

さらに背景には、経済界からの圧力というようなものもあるかもしれない。もっと開放しろというような話が、ここにつながってきたのかもしれない。やはり質保証という部分を第一に考えるという話になってくるのではないかと。

以上が、地域子ども・子育て支援の部分になる。休日保育と発達支援事業については、今回の法律には盛り込まれていない部分での事業になるが、説明をお願いします。

●事務局

「休日保育」についての説明。

●会長

国立市は今年度までの次世代計画の中で、休日保育も実施するという計画が作られているが、未実施の状況にある。日曜日、祝日、年末年始の保育を今後5年間の中でどう位置付けていくのか。今回のニーズ調査の結果、どのくらいのニーズがあったのかという部分を補足説明をお願いします。

●事務局

ニーズ調査の中で、日曜・祝日の利用希望という項目があった。こちらの回答内容によると、「ほぼ毎週利用したい」と回答した方が全体の2.1パーセントとなっている。772名が母数なので、計算すると15～16名が使いたいということになっている。「利用する必要はない」と答えているのが78パーセント、「月に1～2回は利用したい」というのが16.7パーセント、無回答が3パーセントとなっている。この中で月に1～2回利用したいという方については、仕事柄預けたいというよりは、希望ではないかと捉えている。ほぼ毎週日曜・祝日を利用したいというのは2.1パーセントなので、こちらのほうを主に置けば15～16人だとニーズ調査の結果からは出ている。

●会長

ニーズ結果を説明いただいたが、休日保育のニーズは一部ではあるがあったということである。今回の地域子ども・子育て支援の一つの事業として位置づけるかどうか。また位置づけるとしたら、どう具体化していくことができそうなのかという部分が問われてくると思う。これについて何かご意見、ご質問はあるか。

なかなか全部の保育所でやるというものではないとは思いますが、どこかで実施する必要があるのかどうか。ニーズに対して休日保育で対応していくのか、その他の対応の仕方があるのかもしれないが、いかがだろうか。

●委員

1カ所だろう。

●会長

やるとしても1カ所か。

●委員

結局年齢がいろいろいるので、1人で全部はできない。4人とか5人とか先生が必要になる。基本的に一時保育とか子育て広場でやっているように、同じようなかたちになるだろう。逆に駅近のところで、専門で、ここが本部ですというように私立保育園が全部集まって協力してやるのだったら、できるのかもしれない。別個にすると、うちでもやりましようかという話になってくる。

●会長

事業者側としてかなり厳しいか。

●委員

厳しい。全然厳しい。

●会長

例えばどこかの保育所に任せるとするのは、現実的ではないか。

●委員

現実的ではないし、やはりいくら国立市は狭いといっても1園でやるのは。だからそういう施設を作って、例えば保育センターのところを利用してやるとか、そういうふうにしていかないといけないと思う。

●副会長

親御さんがもちろん自営の方とか、ライフラインにかかわる仕事の方や、飲食に携わっている方は休日利用の家庭もあるのかもしれない。その分、平日休むかということ、休まなくてずっと来ていると、お子さんとの時間などがどうなっているのかと危惧される。

●会長

子どもの立場からすると、預けっぱなしになるということか。

●副会長

はい。これは子どもを守るということと、反面の感じがしてしまうので、やはり何でもニーズに任せていくというのは、考える必要があると思う。

●委員

保育認定には勤務先の証明が必要なので、預けてみたいという人は25~26人いるかもしれないが、実際に日曜日に保育認定が受けられるかどうかはわからない。門戸を広げると言っているが、きちんとした仕事に就いている人はいいが、そうではない場合は、かえって門戸が狭くなって、保育時間が短くなってしまうというのがあるのではないか。実際にまだやってみないからわからないが、そういう認定をされてしまうのではないか。

●委員

来年消費税が10パーセントにならないと、なくなってしまう。

●会長

制度自体はやっていくとは言っているが。

●委員

内容が変わってくるのだろう。標準8時間で遠距離通勤している方だと、11時間である。かえって厳しくなるのではないかと思う。

●会長

そうなる、それだけニーズがあるのかどうかということも、問われていくかもしれ

ない。

●委員

なるべく待機児童を減らすなどと言っているが、減らすことにはならない。

●委員

門戸を広げすぎると、供給が需要を新たに生み出すことにばかりなっていく。

●会長

今まで出て来たご意見だと、もし実施するとしても限定した部分で実施する、もしくは各園の協力で利用しやすい場所に休日保育を実施する場所を設けて、協力し合いながら実施するという事しか現実的に難しいということ。あとは、子どもを預けっぱなしになる可能性もあるし、そういった部分などを考えるとどうなのかというご意見もあった。

もう一つ、休日に対応するスタッフとしてはファミリー・サポート・センターの活用なども、補うかたちで担っていくようなことも、一方では考えられるかもしれない。するとどういう方向性になるだろうか。やらないというかたちになると、前回の計画に対して後退という感じになってしまうが。

●委員

実施主体を違うところに移せばいい。いくら予算がかかっても、そういうニーズがあるのだったら、子どもの保育は基本的には自治体の責任なのだから、目をつぶって国立市でそういうものを作ってやるということをしないと、できないと思う。最終的には安心して出産ができて、なおかつ子どもに最善の利益を満たしてやることだから、喫緊の課題としては0～2歳の待機児童をなくすという方向に行かないと思う。

●会長

例えば共働きで飲食店を営んでいるとか、そういったニーズがもしある場合には、市の責任で取り組んでいくようなことも、一つにはあるということか。

●委員

休日診療と同じやり方をすればできるかもしれない。

●会長

そういう面で言うと、例えば公立保育所の活用などというものも出て来るかもしれない。そういった部分を含めて、民間が手を挙げるのを待つということは、現実的には相当難しいということだ。国立市の相当な支援があれば、もしかしたらできるのかもしれないが、現実的なことを考えて行くと、国立市の責任でこういったニーズがあるからには、公立保育所の活用、あるいはファミリーサポートセンターなどでの、もっと利用しやすいでの活用というのが、現実的な対応ではないかということによろしいか。

●委員

民間も利益が出なくても、足が出なければいいのだろう。その辺でうまく行ける方法ならいいが、これはちょっと厳しいのではないか。

●会長

ほかにご意見はあるか。今議論したような方向で、少し考えていくということをお願いしたい。続いて発達支援事業についてご説明をお願いしたい。

●事務局

発達支援事業について説明。

●会長

平成 25 年 7 月から相談事業を開始して、今年通所事業も開始したということで、新しい事業だが少し発展させてきているということで、事業の内容も含めて説明いただいた。何かご意見、ご質問等があればお願いします。

●委員

通所事業は親子セットで何グループぐらいか。

●事務局

現在 2 歳から 3 歳のグループが 10 名、3 歳から 4 歳のグループが 6 名、5 歳と来年度就学を迎える方が 3 名である。8 月 1 日付けで人数がそれぐらいである。当初、部屋のスペースの問題や対応する職員の関係から、1 グループ 6 名を定員と考えていた。お休みする方の場合もあるので、最大 8 名ぐらいまではなんとか 1 つのグループで対応できるかと思っていたが、このところで相談や通所の希望が多くなって、10 名と 6 名は 2 つのグループに分けている。当初は毎週利用していただいたが、隔週というかたちになっている。当初は 1 グループで毎週だが、いずれ人数が多くなるので、その場合 2 グループ隔週で実施させていただくということを知り得た上である。

●委員

相談事業の発達相談で、自分のお子さんが発達障害があると受容する保護者の数が多いということか。

●事務局

「何らかの心配がある」という表現をしているが、必ずしも診察があって病名がついているとか、発達障害であるという診断があるということを前提としているわけではない。お子さんの発達について心配や不安があるという範囲でも、ご相談をお受けしている。通所のほうでも週 1 回のペースで納得していただいている方についてはお受けしている。

## ●委員

明らかに私たちも、この子は早く診断に行ったほうがいいと思う子はたくさんいる。その場合に保護者が自分の子どもを受容するかしないかが、一番厳しい。自分の子どもが早く相談に言って、通所なり診療を受けさせたほうがいいと考えた親の子どもというのは、大体就学前になんとか普通の子どもと同じような生活になる。そこが一番問題だと思っている。「うちの子は同じです。変わりません」と言うのだが、見ているとそうではない。それをどういうふうにしていくかによって、この事業は成果が上がるか上がらないか。「うちでは普通です」と言っても、たくさんの子どもから見ると違う。なかなか難しく、その部分をクリアにするとこの事業はものすごく効果があると思う。かなりほかの子どもと違うお子さんが、小学校へ上がったときには普通に運動会でもできている。親がそれだけ心が広いというか。「一回相談を受けたらどうですか」と言うと「いや、うちの子ども普通です」という話になってしまって、心を閉ざしてしまう人がある。そういう保護者に気づきを与えるように。研修をしてもセミナーをしても、そういう人たちは来ない。

## ●会長

今委員からお話があったことで、例えば巡回相談などで、お子さんや保護者に日々接している保育者に対しての、保護者との関わり方のアドバイスという部分もあるのか。

## ●委員

そうだろう。テクニックも教えていただかないとだめかもしれない。

## ●会長

子どものことを思って、例えば親子グループなどにつながっていくと、そこは必ずしも発達障害であるという診断がなくても通うことができるかたちにはなっているということである。

## ●事務局

なかなか子育てのしにくさがあったりとか、うまく意思の疎通が図れない子どもとか、ほかのお子さんとはどこか違うのではないかという気付きがある。おっしゃったように、確かに保育園現場などの中で、なかなか保護者の方と情報を共有したりお互いに認識が統一しないということも、現場のほうから受けたりしている。そういった中で専門のお医者さんや心理士さんが、保育士さんたちにうまくお伝えできるような、何かしらのアドバイスなども含めて支援をしていくということです。

## ●副会長

市の1歳半健診、3歳児健診があるので、そこでさらに保健師さんや医師に診ていただくというふうに段階を踏んで。園だと毎日通って来て、そこで保護者との信頼関係があっても、やはりズバツとは言えない。「ちょっと気になるのですが、相談されたらどうでしょ

うか」と、言い方やタイミングで、園長からうまく話をしていかないと傷つけてしまったりすることがある。巡回相談に来ていただくと、そういうところの機関も含めて、市で全体で見えていただくことができる。それぞれ個々に違うので、全部の園が集まって話をしても「そうだよね、ああだよね」というかたちで終わってしまうところを、その子のことに関して相談が、専門の先生もできるので、本人たちはありがたい。年1回では少ないぐらいで、もっといろいろと相談したいというところはあると思う。

#### ●会長

ありがとうございました。先ほどの話をつなげてみると、発達障害に関する一般的な知識よりも、保育者一人一人が、向き合っている子どもにどう対応していくのか、あるいは保護者とどう対応していくのかという、具体的な今すごく困っていることに対するアドバイスをいただけるということで、かなり巡回相談は効果があるので、伸ばしていってほしいということだ。

#### ●委員

もう一つある。国立市の事業の範囲外であるが、東京小児とか専門の医療機関があるが、どこでもすごく混んでいる。自分は素人だからわからないが、3カ月に1回診察して、ちょっとプログラムをやらせて、効果があるのかなど。せめてひと月に2回ぐらいやらないと、効果がないのではないかと思う。要は医療機関が少ない。これは国の対応になるのだろうが、そういうものをどんどん作っていかないと、これから増えると思う。

#### ●会長

いろいろ環境上のことも絡んでいるかもしれないし、実際、発達障害というかたちで診断を受ける場合もあるかもしれない。これは今後5年間としては、どういったかたちでの計画になるのか。例えば継続、発展、強化は、どんなふうに考えているか。

#### ●事務局

まだ事業を開始できたというところで、現時点としてはあまりないのだが、相談の部分と通所の部分で場所が分かれていたり、通所事業に関しても受入れの人数が限られていて、定員がいっぱいになった場合に、次にどうしていくかというあたりを考えていく必要があると思う。すぐにどこか新しい場所に広げていくというのは簡単なことではないと思うが、ほかの地域に出向いて、通所のグループなども作っていくようなかたちであれば、多少の対応もできるのではないかと考えている。

#### ●会長

この審議会としても、発達支援事業の親子グループの希望者がかなり増えてきているということで、もっと増えて来た場合には、その事業をぜひ拡大してほしいと思う。来ていただくだけではなくて、出かけて行って、そういったグループの支援をすとか、巡回相談に関しても、ぜひ丁寧な活動を継続、発展させてほしい。さらには、今子ども家庭セン

ターと保健センターの2つに分かれている事業だが、さらに利用しやすい形で一本化していくといったことも含めて、ぜひ発達支援事業を強化、発展してほしいということによるだろうか。ほかに何かご質問は。

#### ●委員

巡回相談は基本的には保育士さんの相談に乗るのか。保護者か。

#### ●副会長

気になるお子さんを見ていただいて、今後どういうふうに保育をしていったらいいとか、医師しか診断ははっきりできないが、こういう傾向にあるからという話で、園でより良い保育をするためにどうしたらいいかというところの相談である。様子をずっと見てもらえるので、こういうところをサポートしたらどうかというところを、先生たちにつなげる。そこから保護者にどう伝えるかというのは、すごく難しいところであるが、このまま園で少しサポートをしていくか、うまく伝えながら、職員をつけるかというところである。

#### ●委員

相談を窓口にするというと、ハードルはもしかしたら高いのではないかと思うと、例えば巡回相談をするときに、そこに年2回でも、保護者自身がそのところにキャッチアップして相談ができるような機会になっていくといい。ちょっと気になる方は、この日のこの時間に集まってくださいというかたちで、相談をそこでも受けられるようになると、障害があるかもしれないと親が認識するということも含めて、そういったことを促進すればいい。保育士から見てというのと、保護者から見て気になるということ、巡回相談のときに、また相談窓口ができあがるようになるといいのではないかと思う。

親子グループというのは就学前の子どもに限定されているが、小学生などでも多分ニーズはあるのではないかと思うので、そこが気になるのと、発達相談のところは18歳以下に限定されていて、うちの団体でもSSTのクラスがいたりするが、その中でも18歳までと区切っていたところを少し年齢を上を設定をしている。というのは、知的な遅れがなければそこから大学に上がる子たちもたくさんいるが、そこからの就労であったり大学の勉強というのは、非常に本人にとっては課題が多くあるのではないかという意味で、今は22歳までのところでケアをするようにしている。就労の問題であったりというところで、主として相談ができるようなところをするのであれば、少し対象年齢を22とかに上げていったらどうかと思う。

#### ●会長

すごく貴重なご意見で、発達相談の年齢を、18歳を超えた若者も含めてやっていくことも有効ではないかと。さらに巡回相談に関しても、就学前ということが対象になっているが、就学後も有効ではないか。あるいは親子グループに関しても学童についても、かなり意味があるのではないかというご意見だった。こちらも今後の発展、強化の中の一つとして、そういうニーズがもしあるようなら、ぜひ対象についても考えていただきたいと思う。

ので、よろしく願います。何か事務局からあるか。

●事務局

通所に関しては学齢期のお子さんでは、放課後デイサービスが発達支援の事業としてある。

●会長

そこにつながっていくというかたちなるのか。

●事務局

はい。国立市は児童発達支援という事業を取っているわけではないが、就学前のお子さんに関してはそういう事業で、学齢期のおさんは放課後デイサービスというふうに、一応は分担している。そういう事業自体はあるし、国立市内はかなり充実している。

それ以外のご提案についても、巡回相談での保護者の方への相談の部分も、そういったやり方をしている自治体も確かにある。今それを全部含めてやることは難しいので、充実できるとしたら、スタッフの配置などの中でのと思っている。

それから対象年齢は、児童福祉法の18歳という考え方もあるが、18歳以上の方を一切受け付けないということではない。相談したいという方がいらっしゃればいつでもお受けする。受入れということは、ほかのふさわしい機関を紹介したり、就労の場合だと例えば就活支援担当という話になるが、そういった方向でつなげていくことができる。それは最初のところで申しあげた、切れ目のない支援というところでは、年齢や発達ステージのところでプツンと切れるのではなくて、そこをつなげていくような支援も含めて今後やっていきたいと思っている。

●会長

ぜひよろしく願います。いろいろ貴重なご意見をありがとうございました。以上で、休日保育、発達支援事業については終了となる。

## 議事 その他

●事務局

「子ども・子育て支援新制度における国立市の各条例案」について説明。

●会長

国立市で4つの条例策定ということを考えている。国が示したものを活用していくというかたちで、国立市としては考えていく。ただ、国が示しているよりもすでに高い基準で、先ほどお話があった居室面積などは国立市のこれまでの質を保って行くかたちでの条例にしていくことになる。そこの部分は国の基準よりも高いことになるが、基本的には国が示した条例という案を基盤にしてやっていく。何かご意見等はあるか。よろしいだろうか。

では前回お示ししたものをもとにしていただければと思う。

今日の議題は以上で終了であるが、ほかにご意見等はあるか。では次回の日程について願うする。

## **議事 次回の日程について**

### **●事務局**

前回と今回の審議会で皆様からいただいたご意見をもとに、事業計画の骨子案を事務局で作成させていただく。その後、骨子案をもとに計画の素案を作成させていただきたい。先ほど会長のほうからあったとおり、理念についてはメールのほうで皆様とやり取りをしていただいて、ご説明させていただければと思う。その後、計画素案を次回審議会で、10月28日の前にメールで皆様のほうに配信させていただき、10月28日の審議会当日にまたあらためてご審議いただければと思う。審議いただいたものを、また取りまとめて11月中旬に、この素案についてのパブリックコメントを実施させていただきたいと思うので、よろしく願うする。

### **●会長**

次回、および次回までのいくつかメールでのやり取りについてご説明いただいた。これからもいろいろご協力をお願いしたい。いろいろご意見をいただきありがとうございます。これで審議会を終了する。

### **●一同**

ありがとうございました。

(閉会)